イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　理学療法士国家試験受験資格認定書の写し（理学療法士国家試験臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成29年３月21日（火曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成28年12月15日（木曜日）から平成29年１月５日（木曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、理学療法士国家試験臨時事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌
宮城県　パソナ・仙台
東京都　パソナ
愛知県　パソナ・名駅
大阪府　パソナ・大阪
広島県　パソナ・広島
香川県　パソナ・高松
福岡県　パソナ・福岡
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年１月５日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、平成29年２月13日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、理学療法士国家試験臨時事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成29年３月29日（水曜日）午後２時に厚生労働省及び７の⑵に掲げる各地の理学療法士国家試験臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

７　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

理学療法士国家試験臨時事務所　東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5860

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

パソナ・札幌　国家試験担当
北海道札幌市中央区北五条西２丁目５番　ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階

パソナ・仙台　国家試験担当
宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階

パソナ　国家試験担当
東京都千代田区大手町２丁目６番４号

パソナ・名駅　国家試験担当
愛知県名古屋市中村区名駅１丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ42階

パソナ・大阪　国家試験担当
大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス

パソナ・広島　国家試験担当
広島県広島市中区本通７番19号　広島ダイヤモンドビル７階

パソナ・高松　国家試験担当
香川県高松市亀井町２丁目１番　朝日生命高松ビル１階

パソナ・福岡　国家試験担当
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階

人材派遣センターオキナワ　国家試験担当
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

８　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成28年11月30日（水曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は理学療法士国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111（内線2574、2575、4143）　ＦＡＸ番号03（3503）3559

作業療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第52回作業療法士国家試験を次のとおり施行する。

平成28年９月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日

⑴　筆記試験　平成29年２月26日（日曜日）

⑵　口述試験及び実技試験　平成29年２月27日（月曜日）

２　試験地

⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県

⑵　口述試験及び実技試験　東京都

３　試験科目及び試験方法

⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（両眼の矯正視力の和が0.04以下又は両眼による視野が10度以内で、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95％以上の者）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（良い方の矯正視力が0.15以下又は両眼による視野について視能率による損失率が90％以上の者）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、３年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成29年３月21日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者